平成21年第5回佐渡市議会定例会会議録(第6号)

平成21年9月18日(金曜日)

議事日程(第6号)

平成21年9月18日(金)午後2時00分開議

第 1 常任委員会に付託した案件

(総務文教常任委員会付託案件)

議案第139号、議案第151号、議案第153号、議案第160号、議案第163号、議案 第164号、請願第7号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第140号、議案第152号、議案第154号から議案第157号、議案第161号、議 案第162号、議案第165号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第141号から議案第150号、議案第158号、議案第159号、議案第166号、陳 情第2号

- 第 2 発議案第 9号
- 第 3 発議案第10号
- 第 4 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員	(28名)

1番	松	本	正	勝	君	2番	中][[直	美	君
3番	中	村	剛	_	君	4番	臼	杵	克	身	君
5番	金	田	淳	_	君	6番	浜	田	正	敏	君
7番	廣	瀬		擁	君	8番	小	田	純		君
9番	小	杉	邦	男	君	10番	大	桃	_	浩	君
11番	中	JII	隆	_	君	12番	岩	﨑	隆	寿	君
13番	中	村	良	夫	君	14番	若	林	直	樹	君
15番	田	中	文	夫	君	16番	金	子	健	治	君
17番	村	JII	四	郎	君	18番	佐	藤		孝	君
19番	金	光	英	晴	君	20番	猪	股	文	彦	君
21番	III	上	龍	_	君	22番	本	間	千個	圭 子	君
23番	金	子	克	己	君	24番	根	岸	勇	雄	君
25番	近	藤	和	義	君	26番	祝		優	雄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第1	21条の規	見定によ	にり出席	した者	•						
市 長	髙	野	宏 -	一郎	君	副市長	甲	斐	元	也	君
会計管理者	本	間	佳	子	君	総務部長	齋	藤	英	夫	君
企画財政部 長	旅局	藤	元	彦	君	市民環境部 長	金	子		優	君
福祉保健部 長	佐	々木	正	雄	君	産業観光部 長	金	子	晴	夫	君
建設部長	田	畑	孝	雄	君	総 務 部 副 部 長 (総 務 課 長)	中	JII	義	彦	君
企画財政部 副 部 長 (財 政 課 長	本)	間	進	治	君	市民環境部 副 部 長 (トキ共生・ 環 境 課 長)	木	下	良	則	君
福祉保健部 副 部 長 (社 会 福 祉 課 長	新)	井	_	仁	君	産業観光部 副 部 長 (観 光 課 長)	計	良	範	龍	君
建 設 副 送 設 課 長	渡)	邉	正	人	君	教 育 長	渡	邉	剛	忠	君
教育次長	山	本	充	彦	君	両津病院 管理部長	菊	地	賢	_	君
選挙管理委 人名	藤	井	雄	_	君	監 査 委 員 事 務 局 長	鹿	野	義	廣	君
消防長	加	藤	貴	_	君						
事務局職員出席	者										
事務局長	山	田	富 E	三 夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議事調査係 長	中	JII	雅	史	君	議事係	谷	JII	直	樹	君

午後 2時00分 開議

○議長(竹内道廣君) ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第139号、議案第151号、議案第153号、議案第160号、議 案第163号、議案第164号、請願第7号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第140号、議案第152号、議案第154号から議案第157号、

議案第161号、議案第162号、議案第165号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第141号から議案第150号、議案第158号、議案第159号、

議案第166号、陳情第2号

○議長(竹内道廣君) 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 臼杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長(臼杵克身君) 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に 基づき報告します。

議案第139号 佐渡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について。本案は、携帯電話等の利用不能地域の解消を図るため、市が移動通信用鉄塔施設を整備するに当たり、その事業費の一部に充てるため、当該事業の受益者である電気通信事業者から分担金を徴収することに関し、条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 財産の無償譲渡について(旧赤泊小学校新保分校敷地)。本案は、旧赤泊小学校新保分校の敷地について、南新保自治会へ無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ26億6,266万8,000円を追加し、予算総額を459億7,713万8,000円とするものであります。 主な補正内容は、歳入では地方交付税及び国県支出金などの増額、歳出では追加公共事業として携帯電話基地局整備事業、太陽光発電設備整備事業及び職員人事異動や共済費負担率の増に伴う人件費の補正などであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会の部分でございますが、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費中、施設整備事業について。施設解体工事費、これは旧二見中学校でございます、については補正予算としての緊急性に乏しいことや跡地利用の未決定など、計画の実行に慎重な対応が必要であった。よって、今後は事業内容を精査し、有利な財源確保など、計画性を持った予算編成及び執行を強く求める。

市民厚生常任委員会の分を読み上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費中、社会福祉施設管理運営費について。修繕料増618万9,000円及び施設改修工事増1,933万4,000円のうち1,329万2,000円はいこいの村佐渡に係る経費であるが、当該施設については、既に議員全員協議会等で報告されているとおり、不測の事態により本年8月末から休館を余儀なくされており、今後の運営も未定とされている。よって、当該経費については、施設の安全管理上必要なアスベスト除去に係る経費を除いて、原則的に執行停止とするよう強く求める。

議案第160号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、 既定の予算に歳入歳出それぞれ82万7,000円を追加し、予算総額を2億3,409万7,000円とするものであり ます。補正内容は、共済費負担率の増に伴う人件費の補正であります。審査の結果、原案どおり可決すべ きものとして決定しました。

議案第163号 平成21年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算総額を1,789万1,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第164号 平成21年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ236万3,000円を追加し、予算総額を999万5,000円とするものであります。主な補正内容は、造林事業受託事業の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 子どもたちが学費を心配せず安心して私立高校で学べるようにするために、学費軽減制度の拡充など公費(私学助成)の増額・拡充を求める意見書の採択に関する請願。本請願は、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解するとともに、昨今の経済情勢、雇用情勢のもとで重い負担となっている私立高校学費の公私格差を解消するため、私立高校への公費(私学助成)増額に一層努力するよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定いたしました。以上であります。

○議長(竹内道廣君) これより質疑に入ります。 質疑の通告がありますので、廣瀬擁君の発言を許します。 廣瀬擁君。

○7番(廣瀬 擁君) それでは、2款総務費、ページ数でいえば20ページから21ページの6目企画費、航路対策事業、離島経済活力維持緊急対策事業補助金3,000万円であります。今回5月30日から7月26日までの本土発乗用車運賃割引のように、解釈の違いやトラブルや混乱は生じないかどうか、どのような審査をされたのかをお尋ねをいたします。

また、10款教育費、54ページから57ページであります。1目学校管理費、そのうちの小学校太陽光発電設備設置事業、設計監理業務委託料を含めて2億799万2,000円、また57ページの1目中学校管理費であります。中学校太陽光発電設置設備事業、設計監理業務委託料を含めて1億3,781万1,000円、合計で3億4,580万3,000円でありますが、提案説明時には、政権交代により予算凍結で事業ができないと説明があったが、審査の過程でどのように説明されたか、どのように審査したのかをお尋ねいたします。

- ○議長(竹内道廣君) 答弁を許します。
 - 臼杵総務文教委員長。
- ○総務文教常任委員長(臼杵克身君) まず、1点目の離島経済活力維持緊急対策事業についてお答え申し 上げます。

今回の事業は、佐渡航路自動車航送運賃、1つ、それから2つ目はジェットフォイル運賃の特別割引を行うものであります。事業実施主体は佐渡汽船株式会社でありまして、佐渡市が平均運賃単価と割引差額の10分の1、これは島発分に見合うものだそうですが、佐渡市の補助金を3,000万円を限度として佐渡汽船に補助金を交付するものであります。なお、割引額の2分の1は県が負担、佐渡汽船が10分の4を負担することで3者合意の上、行うものであります。執行部から佐渡市離島経済活力維持緊急対策事業補助金交付要綱案が示されました。その交付要綱案及び関係資料に基づき、審査をしました。今回は、差額補てんということでありまして、要綱案のとおり実施をされれば、前回のような混乱は起きないものとして、これを了といたしました。

次に、太陽光発電等にかかわる部分でございますが、この事業は安全・安心な学校づくり交付金及び公共投資臨時交付金を主な財源として実施するものです。今回予算計上された太陽光発電等の整備対象校は、小学校4、中学校が3校であります。予算計上段階では、補助対象条件とまでは言いませんが、太陽光発電設備と屋上雨漏り防止事業も一緒に実施してよいと、こういうことでございましたが、この当初計画したのは太陽光発電整備と雨漏り防止を一緒に行うことで学校選定をして、今予算計上してあるわけでございます。しかし、この公共投資臨時交付金の交付が不確定な要素を議員指摘のように含んでおるということでございます。また、この交付金の限度額が10キロワット当たり120万円、1校当たり20キロワット、20キロワット未満というふうに聞いておりますが、そういうことでありまして、この交付金限度額はおおむね2、400万に1校当たりおおむねなるわけです。それに対して整備費が3、200万円くらいかかるというようなことで、市にとってはこの差額の負担というのは非常に大きいため、防水工事と太陽光発電は一緒にやることはできないと。したがって、改めて太陽光発電整備をする必要のある学校の選定をこれからしなければならないというような状況の説明がございました。また、お尋ねの公共投資交付金の取り扱いについては、今の段階では報道情報等で知り得ておる範囲でございまして、具体的な国からの、県からの通達等についてはまだ届いていないというような、そういう説明がございました。それで、本委員会では地球環境に優しい太陽光発電を整備を推進することを了としまして、審査を終わりました。

以上です。

- ○議長(竹内道廣君) 質疑を許します。
 - 廣瀬擁君。
- ○7番(廣瀬 擁君) この10月3日から12月27日までの土曜、日曜、祝日に新潟及び直江津航路発着の6 メートル未満の自動車、それと10人未満の定員車に限り、往復5,000円ずつ、4日間以内で利用するものとすると、また新潟航路発着のジェットフォイルについて、12歳以上は片道3,000円、6歳以上12歳未満は片道1,500円にし、総額2億6,000万円の事業であり、県がその2分の1の1億3,000万、佐渡市が10分の1の3,000万円、あと10分の4の1億円が佐渡汽船が持つものであるというふうに説明がありました。しかも、県、佐渡市とも真水で補助するのであります。もちろんこれは佐渡汽船救済のための事業である

と考えるが、再三全協でも話題になっておりますが、佐渡汽船が島民の足を守るための義務を忘れ、佐渡 汽船自身努力のしない、何の企業努力も見えない事業になぜこのように手厚い支援事業をするのかという 議論が当然審査の過程であったと思います。どのようにそのときに審査をされたのか、お尋ねを申します。

また、環境の島、クリーンな佐渡島をキーワードに考えれば、これからの公共施設、保育園や学校、病院等はこういうソーラー設備は必須条件と私は考えます。特にクリーンエネルギーでありますから、お天気さえよければ無尽蔵に電源が備蓄されていくわけですから、大変有意義な私は設備だと思います。そこで、今回防水事業と一緒でのソーラーであるために、防水工事ができなければ、その事業そのものがノーというふうな形になるやに説明があったように思います。そのあたりはどのように審査されたのか、お伺いいたします。

- ○議長(竹内道廣君) 答弁を許します。
 - 臼杵総務文教委員長。
- ○総務文教常任委員長(臼杵克身君) 1点目の佐渡汽船に対する温かい支援が少し行き過ぎておるくらいではないかというようなご指摘でありまして、これについては委員会でも非常に厳しい意見がありました。つまり先ほど議員おっしゃったように、企業努力というのがもう少し佐渡汽船はやるべきだと、佐渡の島民のために佐渡汽船の存続意義もあるようなというようなこともありまして、非常に厳しい意見がございましたが、余りいっぱいあり過ぎて、リアルなことをちょっとここでは申し上げづらいのですが、要するに佐渡汽船はもう少し企業努力をしてもらいたいと、県や市の財政支援だけに余り頼らない、自力で宣伝もすると、そういうことの企業努力をして、佐渡島民の航路としての維持を図っていただきたいというようなことでございます。

それから、2点目でございますが、先ほど申し上げましたように、当初は防水工事と太陽光発電、ソーラーシステムを一緒に考えておったわけですが、先ほど申し上げましたように、臨時の交付金部分についてはまだ財源のめどが立たない、あるいは国の政権の交代時でもあり、非常にまだその辺が見えないということでありまして、太陽光発電のみの設備を実施したいという説明がございました。それについては、先ほど申し上げましたように、その理由というのは非常に負担が大きくなるものですから、一緒に実施すると、とても太陽光発電、それから雨漏り対策を一緒にやることについては、限度額が120万というのは規定があるものですから、そうすると余りにも市の負担が大きいということで、今回は太陽光発電のみを実施、整備したい、そして従来説明された小学校4校、中学校3校、この部分については改めて選定をし直して実施をしたいという、そういう内容でございました。

- ○議長(竹内道廣君) 質疑を許します。
 - 廣瀬擁君。
- ○7番(廣瀬 擁君) ある人が、これだけ多額の補助金を出して、佐渡の誘客に佐渡汽船に補助をしながら進めているが、余り効果が見えにくいという意見をたびたび聞かせていただきます。乗用車に乗れば、大体三、四人が限度でありますが、もう少し頭を使って、大型観光バスを呼び込むと。その大型観光バスは、50人大体乗れるはずであります。往復運賃がフェリーの場合、約8万円とお聞きしておりますが、その観光バスに乗ってくる観光バスの航送料8万円を補助して、ロハにして、誘客に努めれば、観光バスには50人が乗れると。そうすると、8万円で補助することで100台呼び込めば、800万の補助で終わりますが、

車に乗ってくるお客様は5,000人呼べるわけです。5,000人の大体乗船料が往復4,000円と仮定するなれば、計算すればすぐ出てきます。約2,000万の航送料の運賃が稼げるわけです。それと同時に、そっくりその5,000人が旅館に送り込める。50人の団体客ならば、宴会もし、お酒も飲んでくれる。お土産も買ってくれる。まさしく地産地消に結びつく。こういううまい話がある。佐渡市が800万の補助だけで5,000人のお客さんを呼んで、その5,000人が3万円と計算すれば、1億5,000万の経済波及効果を生み出すことができる。こういう話を聞けば、佐渡汽船さんも800万佐渡市からもらって、そのままおるというわけにもいきませんから、佐渡市に何かお返しをせねばいかぬというような形で半分ぐらいは返してくれるかもしれない。私どもは要りませんが、それをさらに誘客に努めるということであれば、400万円大型バスのあれを佐渡汽船が口ハにすれば、さらに2,500人のお客さんを呼び込めるということにつながってくるわけですが、こういうふうな話を審査の過程であったのか、なかったのか、お尋ねをいたします。

また、ソーラーパネル事業が予算執行というふうなことになれば、幻の予算書を審査したということになるのですが、そのことについてはどのように考えて皆さん審査されたのか、最後にお尋ねして、終わります。

○議長(竹内道廣君) 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(臼杵克身君) 今廣瀬議員がおっしゃったような趣旨の発言は、我が委員会におきましても当然出てまいりました。しかし、今回の予算の中ではそれを対象とはしておりませんので、その意見等につきましては佐渡汽船のほうへ伝えるように求めておりますが、そこでいろいろ厳しい意見、多々佐渡汽船に対する要望、意見等が出てまいりました。そこで、甲斐副市長の出席を求めまして、佐渡汽船に対し、さらに企業努力というものが見えるように努力してもらいたいと、どうも佐渡汽船の側の企業努力の形が見えないと、今おっしゃられたようなことも含めまして、多くある委員会の発言要旨、それから雰囲気、これを甲斐副市長から佐渡汽船に直接伝えていただきたいということを申し入れまして、甲斐副市長もそれを約束していただきました。そういう経過になっています。

それから、ソーラーパネルの太陽光発電の関係ですが、先ほどご説明申し上げましたように、最初の安全・安心学校づくりについては凍結されないというふうに承っております。後の公共投資臨時交付金、この部分がまだちょっと不確定の要素があるというようなことで、今回は雨漏り対策と太陽光発電とは一緒にしない、それはできないということで、市の負担が大きくなるので、それで今回は太陽光発電だけにして、この予算の中で、小学校が4校、中学校が3校になるわけですが、この予算の範囲内で改めて違う学校を選定しなければならないと、そういう状況だということで、それは財源が入ってくればいいのだろうということで、委員会では了としたものであります。

以上です。

○議長(竹内道廣君) 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長(小田純一君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告 します。

議案第140号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年4月1日から公立病院改革プランに基づき、両津病院に生じた空き病室を活用し、すこやか両津において、新たに定員9名の短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業を行うため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 財産の取得について (デイサービスセンター等事業用地)。本案は、公共施設の管理運営 の見直しのため、畑野デイサービスセンターやわらぎの里に係る借地5,574平方メートルを取得するもの であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について。本予算案は、佐渡市国民健康保険特別会計について、人件費の確定及び医療給付費に係る現年課税分の減額等に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,735万9,000円を減額し、予算総額を72億1,121万3,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 平成21年度佐渡市老人保健特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、佐渡市老人保健特別会計について、前年度の医療給付費の確定等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,105万8,000円を追加し、予算総額を5,914万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第156号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、 佐渡市後期高齢者医療特別会計について、人件費の確定及び前年度繰越金の計上等に伴い、既定の歳入歳 出予算にそれぞれ470万5,000円を追加し、予算総額を7億5,947万円とするものであります。審査の結果、 原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、佐渡市介護保険特別会計について、人件費の確定及び前年度繰越金の計上等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,597万円を追加し、予算総額を66億3,255万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第161号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、佐渡市歌代の里特別会計について、人件費の確定及び前年度繰越金の計上等に伴い、既定の歳入歳出予算からそれぞれ368万1,000円を減額し、予算総額を4億7,623万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第162号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、佐渡市すこやか両津特別会計について、人件費の確定及び当該施設の増床工事等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,921万4,000円を追加し、予算総額を6億3,427万6,000円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。介護サービス施設整備事業中、設計監理業務委託料200万円は、業務の内容に比して高額であると思料するので、予算執行に当たっては、分離発注等を含めて鋭意精査すること。また、工事費2,889万4,000円の一部に両津病院及び歌代の里に係る設備改修工事を含んでおり、これをすこやか両津の増床工事に起因するものとして説明しているが、決して本会計において全額負担する根拠として得心できるものではない。よって、今後、施設の改修工事等については、両津病院及び歌代の里との間に明確な負担基準を設けるなどして、応分に負担するよう申し入れる。

議案第165号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算(第2号)について。本予算案は、佐渡市病院事業会計について、他会計繰入金の増額等に伴い、収益的収入に3,543万円を追加し、累計予算額を23億5,584万5,000円とし、人件費の確定に伴い、収益的支出から912万4,000円を減額し、累計予算額を25億746万1,000円とするものであります。また、他会計補助金等の増額に伴い、資本的収入に7億68万円を追加し、累計予算額を9億8,303万6,000円とし、巡回診療車の購入に伴い、資本的支出に322万2,000円を追加し、累計予算額を3億3,302万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長(竹内道廣君) 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件についてを採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長(若林直樹君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第136条の規定に 基づき報告いたします。

議案第141号 佐渡市地産地消推進条例の制定について。本案は、佐渡市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、地産地消の推進に対して市民の理解を深めるとともに、市、生産者、消費者及び事業者の役割を明らかにし、地産地消運動の推進、安全で安心な農林水産物等の供給、食育の推進等により、健康的で豊かな地域社会を形成することを目的とし、本条例を制定するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

意見。地産地消推進計画策定に当たっては、食育を推進するとともに、自給率向上のため、市民の意識

高揚を図ること。

議案第142号 佐渡市農林業基盤整備事業の助成に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、 農林業の総合的な振興のため土地改良区等への助成について、内容等の見直しにより、本条例を廃止する ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 佐渡市農山漁村交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、都市との交流を促進し、農山漁村地域の振興を図ることを目的とした地域間交流拠点施設である佐渡市農山漁村交流施設の設置について必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 新たに生じた土地の確認について(白瀬地内)、議案第145号 字の変更について(白瀬地内)。以上2議案は、新潟県が白瀬漁港内において地域水産物供給基盤整備事業により施工した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 新たに生じた土地の確認について(片野尾地内)、議案第147号 字の変更について(片野尾地内)。以上2議案は、新潟県が片野尾地内の水津漁港区域内において県道改築により施工した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 新たに生じた土地の確認について(戸中地内)、議案第149号 字の変更について(戸中地内)。以上2議案は、佐渡市が北狄漁港内において地域水産物供給基盤整備事業により施工した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 団体営土地改良事業の施行について(石名地区)。本案は、平成21年度から実施予定の団体営土地改良事業基盤整備促進事業について、佐渡市が事業主体となり、施行することについて、新潟県知事に協議し、同意を得るために、土地改良法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第158号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、既定の 歳入歳出予算にそれぞれ829万円を追加し、予算総額を18億6,414万1,000円とするものであります。補正 予算の内容は、歳入では一般会計繰入金を減額、繰越金及び市債等を増額し、歳出では職員異動に伴う人 件費を減額、建設改良費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定 しました。

議案第159号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,095万7,000円を減額し、予算総額を45億4,921万5,000円とするものであります。補正予算の内容は、職員の異動に伴い、人件費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第166号 平成21年度佐渡市水道事業会計補正予算(第2号)について。本予算案は、収益的収入及び支出について、支出の既決予定額を2,300万5,000円減額し、支出総額を10億8,081万9,000円とするものであります。一方、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額を6万6,000円減額し、支出総額を15億4,082万4,000円とするものであります。補正予算の内容は、職員の異動に伴い、人件費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情。本陳情は、今月発足した消費者庁の所管等となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、次の事項の実現を強く求めるよう、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。2、自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど、相談窓口の充実を支援すること。3、個人及び中小業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。以上であります。

○議長(竹内道廣君) 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第141号 佐渡市地産地消推進条例の制定についてに対する反対討論の通告がありますので、発言を許します。

村川四郎君。

[17番 村川四郎君登壇]

○17番(村川四郎君) 村川四郎です。議案第141号 佐渡市地産地消推進条例の制定についての反対討論 を行います。

初めにお断りしておきますが、私は地産地消そのものに反対するものではありません。むしろ人一倍佐渡島における地産地消の推進を熱望している立場です。日ごろの実生活においても、三度三度の食事は地元小木半島でとれた魚介類と野菜を食し、余剰牛乳の消費のために業者に小型容器での販売を提言して、福祉施設、学校への消費を促し、また3年前からは肉の自給率ゼロ%の佐渡で100%の自前粗飼料での和牛飼育に取り組んでいます。少し説明しますと、佐渡は肉の自給率はゼロ%となっております。これは、えさとして与えるトウモロコシや麦などの入った農耕飼料や干し草がほとんど外国から輸入されているためです。それで育てた牛肉などは、何頭生産したとしても、自給率換算にするとゼロ%という計算になるのだそうです。私は、それを限りなく100%に近く自前のえさで育てています。佐渡は人口は少ないが、大きく豊かな離島なのです。普通で考えれば、牛のえさだけでなくて、生鮮食品の地産地消は当たり前のことなのに、条例を制定する前に、なぜこの島にわざわざ海を渡って農水産物が入ってくるのか、真剣に考えなければなりません。まず条例ありきではありません。生産者の顔が見える地産地消は、食に対する安心をはぐくみ、食に対する意識を深め、健全な食文化の醸成に役立つことから、地元の生産者、事業者、消費者の地域でのつながりを強くして、地域経済の活性化に結びつけます。だから、当然地産地消は率先して進めなければなりません。

ところが、今回提出されたこの地産地消条例は、委員会としての意見がついたように、実効性に薄く、 多くの不満の意見が出ました。最終的には産業建設常任委員会としては、実施計画書を12月ごろまでに作 成するという執行部の説明で、6対2の賛成多数で条例を採択しましたが、先ほどの委員長の報告のよう な意見をつけたわけです。これから出てくる計画書は、厳しく検証しなければなりません。条例そのものが余りにも事務的文章の羅列で、いわゆる鳩山新政権の言う上から目線の条例となっていて、友愛の心が見えず、どこかの二、三の自治体の条文を写したと思えるような、佐渡市としての個性、オリジナリティーがゼロです。ただつくっただけの条例になってしまっています。すなわち、市と生産者、事業者、消費者の間にこの条例を推進するためにお互いがお互いの立場で協力して推進していこうという姿勢、フェース・ツー・フェースの温かみやパブリックコメント開催の痕跡なども少しも見えていないことに不安を感じています。条例の実効性から見て効果が期待できそうなのは、学校、保育所の給食や福祉施設のみであり、それであれば行政の責任で指導したほうが効果が大であります。

市民の皆さん、佐渡市民は何でもかんでも条例をつくらないと守られず、また実行できないでしょうか。 合併以後、佐渡市はこれまで執行部提案、議会議決のもとに多くの条例が制定されてきました。もちろん 必要不可欠、早急に制定しなければならないものもありました。反省すべきは、制定が目的で、それで仕 事が終わったごとく成果の検証がないものも多くあります。佐渡は、規制や条例で縛らないと、自分たち では何ひとつ自主的には決められない島ではありません。地産地消を佐渡で推進するためには地元商店街 の活性化、地元の八百屋さん、魚屋さんは生鮮食品を100%使います。産地直売所や市の復活など、市民 の中からわき出てくる熱い力、意識レベルの向上や食育の醸成が先ではないでしょうか。行政にその姿勢 がない限り、どんな条例をつくっても、実行力のない絵にかいたもちになってしまいます。行政としてこ れまでやるべきことを、やらねばならないことをたくさんあったのに、汗水を流さず、いきなり条例をつ くったこの行政の姿勢、今回私のほかにも同僚議員から反対の討論の通告が出されていました。通告の順 番が私のほうが早かったということで、私が先にやるということになりました。議会の決まりとして、私 の反対討論に対してだれかほかの議員が賛成討論をしないと、2番手の同僚議員の反対討論はできません。 賛成論者が出て賛成討論を行うという動きもありましたが、その議員も地産地消には大賛成だが、結局最 後のところでこの条例には賛成できない、反対討論になってしまうということで取りやめたようです。今 回出された条例は、そんなレベルでありまして、時期尚早、まずは多くの佐渡市民の皆様の意識づけと仕 組みづくりが先です。

例えばここに10月1日から施行される千葉県の市原市の条例があります。タイトルも市原市民に元気な 笑顔を広げる地産地消推進条例となっておりまして、冒頭文には、緑豊かな里山があり、清らかな川が流 れ、遠浅の海にも親しむ市原の地には、悠久の時を超えた時代から人々が暮らし云々とありまして、ずっ とありまして、ここに、市原市における地産地消を推進するための基本的な方向を示して、農産物の生産、 流通、販売に取り組む人々及び食の問題に関して努力するすべての市民を応援するために、この条例を制 定しますとあって、第1条、目的と来るのですけれども、佐渡市の場合は佐渡市地産地消推進条例、目的、 第1条といきなり、こういうのから見ても、大変これは雑であります。私は、慌てる必要はないというこ とで、やっていることは正しい方向ですけれども、全く似て非なるものを制定しようとしております。一 石を投じるために反対討論を行いました。

終わります。

○議長(竹内道廣君) 以上で討論を終結いたします。

これより産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第141号 佐渡市地産地消推進条例の制定に

ついてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(竹内道廣君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第141号 佐渡市地産地消推進条例の制定についてを除く案件についてを採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 発議案第9号

○議長(竹内道廣君) 日程第2、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

臼杵克身君。

〔4番 臼杵克身君登壇〕

○4番(臼杵克身君)

発議案第9号

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、学費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年9月18日

佐渡市議会議長 竹 内 道 廣 様

提出者 佐渡市議会議員 臼 杵 克 身 一 美 做 出 淳 直 正 一 隆 銀 出 一 隆 佳 表 正 一 隆 任 表 子 義 雄 雅 優 雄 雅 優 雄 雅 優 雄 雅 優 雄

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、学 費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書 私立高校は、建学の精神に基づいて教育を進める公教育機関として、独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供してきた。

しかし、私立高校における学費(初年度納入金)は、全国平均で約71万円と公立高校学費の6倍にも達しており、生徒・保護者の重い負担となっている。とくに、昨今の厳しい経済情勢のもとで、学費が払えずに学校を辞めざるを得ない生徒、深刻な滞納を抱えている生徒が後を絶たず、また私立高校に魅力を感じながらも多くの生徒が私立高校への進学を断念せざるを得ない現状である。

こうした生徒・保護者の深刻な学費負担を軽減し、私学教育の本来の良さを一層発揮していくためには、 学費の公私格差を是正し、私立高校の高い学費を抑え、教育条件の維持・向上を図ることが重要である。

よって、政府においては授業料助成制度の実現など、私学助成の増額・拡充に一層努力することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、学

費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神に基づいて教育を進める公教育機関として、独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供してきた。

しかし、私立高校における学費(初年度納入金)は、県内平均で約52万円と公立高校学費の4倍にも達しており、生徒・保護者の重い負担となっている。とくに、昨今の厳しい経済情勢のもとで、学費が払えずに学校を辞めざるを得ない生徒、深刻な滞納を抱えている生徒が後を絶たず、また私立高校に魅力を感じながらも多くの生徒が私立高校への進学を断念せざるを得ない現状である。

こうした生徒・保護者の深刻な学費負担を軽減し、私学教育の本来の良さを一層発揮していくためには、 学費の公私格差を是正し、私立高校の高い学費を抑え、教育条件の維持・向上を図ることが重要である。

よって、県知事においては学費軽減制度の拡充など、私学助成の増額・拡充に一層努力することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹内道廣君) お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第10号

○議長(竹内道廣君) 日程第3、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

[14番 若林直樹君登壇]

○14番(若林直樹君)

発議案第10号

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年9月18日

佐渡市議会議長 竹 内 道 廣 様

提出者	佐渡市議会議員	若	林	直	樹
賛成者	"	中][[隆	_
	"	松	本	正	勝
	"	中	村	剛	_
	"	中	村	良	夫
	"	金	子	健	治
	"	村][[四	郎
	"	猪	股	文	彦
	"	Ш	上	龍	_

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。このことは、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。

よって国に対し、今月発足した消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 改正貸金業法を早期(遅くとも本年12月まで)に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の 充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長(竹内道廣君) お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長(竹内道廣君) 日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付 した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長(竹内道廣君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(高野宏一郎君) それでは、平成21年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、今議会の初日、佐渡市職員が児童福祉法違反及び売春防止法違反で逮捕されるという事件が発生し、市民の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。今まさしく職員一人一人が資質、意識改革が問われております。改めて職員教育を徹底し、服務規律の確保や職員のボランティアへの積極参加など、市職員の意識改革を強力に進め、職員全体が重き荷を背負うて、失われた信頼を回復するため、一丸となって取り組む所存であります。

さて、今定例会に提出いたしました各種重要案件につきましては、慎重なご審議を経て、議決いただき、 厚く御礼申し上げます。

21年度も折り返しを迎え、これまでに議決いただいた各種経済対策も適宜執行されておりますが、社会 実験として実施した佐渡汽船の車両運賃割引事業の支払い経費について佐渡汽船との意見の相違を来すな ど、市民の皆さんにご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

澄んだ青空に刈り入れの時を迎えております。来週から45年ぶりとなる国民体育大会が開会し、佐渡を会場に軟式野球とバスケットボール等が開催され、この29日にはトキの第2次放鳥も行われる予定でございます。佐渡が全国へと大きく発信するチャンスでもあります。多くの訪れる皆様方を美しい佐渡と温かいおもてなしの心でお迎えし、人生の思い出として佐渡を満喫していただけるように取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても、ますますのご活躍をお願いするとともに、今後ともご協力をお願いし、 閉会に当たってのごあいさつといたします。 ○議長(竹内道廣君) 以上で会議を閉じます。

平成21年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年9月18日

議			長	17	内	追	廣
署	名	議	員	中	JII	直	美
署	名	議	員	中	村	剛	_